

食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)

■食品中の放射性物質に関する検査
地方自治体において、放射性物質の検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況:94,344件、うち暫定規制値超過1,071件)(1月21日時点)

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(23年3月19日～)

■食品の出荷制限 【原子力災害対策本部】
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)

■食品の出荷制限等の解除 【原子力災害対策本部】
解除の条件(放射性セシウム)
直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下

＜食品中の放射性物質の暫定規制値＞

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
肉・卵・魚・その他		

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

＜出荷制限の対象となっている食品(1月21日時点)＞

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、ウメ、ユズ、クリ、キウイフ ルーツ、米(平成23年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イノシ シ肉、クマ肉 等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域)原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶 (全域)イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域)茶、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) (全域)牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、茶
神奈川県	(一部地域)茶
群馬県	(一部地域)茶
宮城県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培) (全域)牛肉 注)
岩手県	(全域)牛肉 注)

注)福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除



■ 食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容

■ 放射性セシウムの暫定規制値

飲料水	200	ベクレル/kg
牛乳・乳製品	200	ベクレル/kg
野菜類	500	ベクレル/kg
穀類	500	ベクレル/kg
肉・卵・魚・その他	500	ベクレル/kg

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



■ 放射性セシウムの新基準値

飲料水	10	ベクレル/kg
牛乳	50	ベクレル/kg
乳児用食品	50	ベクレル/kg
一般食品	100	ベクレル/kg

※放射性ストロンチウム等を含めて基準値を設定

※ 新基準値は24年4月施行予定。一物品目について経過措置を設定

モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～11月		3月～6月		7～9月		10～11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1124 (0.3%)	13/1124 (1.2%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/1409 (0%)	0/1409 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	6/489 (1.2%)	49/489 (10.0%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/522 (0%)	3/522 (0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	※2	0/2 (0%)	※2	-/- (-) ※1	※2	42/301 (14%)	※2	29/187 (15.5%)	※2	121/1755 (6.9%)	※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/324 (7.7%)	67/324 (20.7%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	40/708 (5.6%)	195/708 (27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41%) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) ※3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	2/1644 (0.1%)	18/1644 (1.1%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	9/26737 (0%)	131/26737 (0.5%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	33/919 (3.6%)	301/919 (32.8%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1298 (0.5%)	30/1298 (2.3%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	43/926 (4.6%)	108/926 (11.6%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	3/902 (0.3%)	49/902 (5.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	671/2724 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	610/5780 (10.6%)	113/6136 (1.8%)	564/6136 (9.2%)	75/3648 (2.1%)	218/3347 (6.5%)	121/14536 (0.8%)	768/14349 (5.4%)	179/34159 (0.5%)	408/32404 (1.3%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

※2 新基準値(案)において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。

※3 新基準値(案)において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。



■ 地方自治体が行う検査に対する支援

- 新たな基準値、これまでの検査結果を踏まえた食品中のモニタリング検査ガイドラインの見直し
- 新たな基準値への移行を踏まえた地方自治体の機器整備に対して、財政的な支援措置を実施
- 引き続き、検疫所や国立試験研究機関において、地方自治体の検査を支援
- 新たな基準値に対応可能なスクリーニング検査の技術的要件の見直し

→ 各地方自治体において、来年度の検査計画を策定し、円滑に検査を実施